

# 住民税非課税世帯等に対する

## 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

### ～令和4年度非課税世帯が対象となります～

受給には手続きが必要です・既に給付を受けた世帯等は該当しません。

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和4年度  
**「住民税均等割が非課税」**の世帯  
「I」へ

令和4年1月以降の収入が  
減少し**「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)  
「II」へ

確認書が届きます（要返送）  
※令和4年7月上旬以降確認書を送付します

**申請が必要です**

### 給付金手続き

#### I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯 住民税が課税されている者に扶養されている場合は非該当

- 対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、返信用封筒にて返信していただきます。

#### II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 収入を確認する資料が必要となりますので、社会福祉係へお問い合わせください。

### お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00～20:00

佐呂間町役場

保健福祉課 社会福祉係

01587-2-1212

受付時間 平日8:30～17:15